

議案第9号

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校評議員制を廃止し、学校運営協議会を設置することに伴い、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「小中学校評議員」を「学校運営協議会委員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正前				改正後					
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）					
区分	報酬			費用弁償	区分	報酬			費用弁償
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
(略)				行政職給料表の2級以上の職員に適用する額	(略)				行政職給料表の2級以上の職員に適用する額
小中学校評議員			5,900		学校運営協議会委員			5,900	
(略)					(略)				
その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額				その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で町長が定める額			
(略)									